

1 障がい者の現状（人）（平成26年3月31日現在）

【身体障がい者数（身体障害者手帳所持者数）】

級	総数	0～5歳	6～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～
1	6,100	63	105	42	25	120	189	320	563	528	4,145
2	3,016	15	31	11	6	45	95	165	323	303	2,022
3	2,883	20	34	10	14	46	85	174	291	240	1,969
4	3,748	11	23	8	6	31	78	188	351	322	2,730
5	1,099	0	2	1	1	17	32	70	163	121	692
6	1,075	0	9	1	8	26	35	73	99	84	740
計	17,921	109	204	73	60	285	514	990	1,790	1,598	12,298

【知的障がい者数（療育手帳所持者数）】

級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～
A	1,330	244	1,023	63
B	2,204	453	1,633	118
計	3,534	697	2,656	181

【精神障がい者の受療状況】【精神障害者保健福祉手帳所持状況】

区分	計	級	計
入院患者数	1,188	1	1,236
通院患者数	6,772	2	1,383
合計	7,960	3	375
		合計	2,994

2 地域の課題と今後の方向性

【当圏域の主な地域課題】

(1) 障がい者と家族の高齢化への対応が求められています。

障がい者とその家族の高齢化が進んでおり、障がい者を介護している家族が、高齢化により介護できなくなる状況が広がっています。高齢化の進行に伴い、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者施策を充実することが求められています。

(2) 障がい者の自己決定と自己選択が尊重される地域づくりが求められています。

すべての障がい者が社会を構成する一員として、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、可能な限りどこの誰と生活するかについての選択の機会が確保されることを目標として、障がい者福祉サービスの提供基盤や、地域社会における共生の実現が求められています。

(3) 人材の確保と育成が求められています。

障がい福祉を担い手の確保するために、地域におけるボランティアの育成等が求められています。

また、障がいの特性や、支援の専門性に応じた研修の機会の拡大や障がい福祉サービス事業所相互のネットワークの強化など、支援者が互いに支え合える仕組みが必要となっています。

【今後の方向性】

上記課題に対応するために、特に次の施策を進めていきます。

(1) 相談支援体制の充実・強化を図ります。

ア 障がい者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むために、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。基幹相談支援センターをはじめとして、サービス等利用計画の作成や一般的な相談支援を行う特定相談支援事業所の充実・確保を図り、住民にとって分かりやすく、適切な支援やサービスに結びつく相談支援体制の再構築を図ります。

イ 障がい児の相談支援体制については、障がい者相談支援のあり方と一体的に見直します。

ウ 障がい者差別解消法の施行に当たり、各自治体と連携した取組を検討します。

エ 相談支援の現場から地域の課題を集約し、サービスの開発につなげていくため、自立支援協議会を核とした取り組みを進めます。

(2) 障がい者の地域移行と就労支援の推進を図ります。

障がい者の自立の観点から、福祉施設の入所または病院の入院から地域生活への移行、地域生活継続のための支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者の生活を全体で支えるシステムを実現することを目標に、地域における障がい者の生活支援のために求められる機能を集約した「地域生活支援拠点」づくりを進めていきます。

また、就労支援においては、一般就労への移行を促進するとともに、就職後のアフターケアを強化し、職場への定着を図ります。加えて、福祉的就労の場への業務発注等を拡充するとともに、生きがいや社会的役割を獲得するなど、工賃向上だけではなく多様な働き方の充実を図ります。

(3) 障がい児支援の推進を図ります。

「市町村子ども・子育て支援事業」など関連施策との連携を進め、地域で必要な支援を受けながら安心して成長できる環境の整備を図るとともに、関係機関との連携を強化し、ライフステージに沿った切れ目のない支援が行われるようにサービス提供体制の構築を図ります。

3 地域移行と一般就労移行の数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
平成25年度末現在の施設入所者数 (A)	503 人	圏域内からの施設利用者のうち、平成25年度末時点における入所施設の利用人員
平成29年度末の施設入所者数 (B)	475 人	平成29年度末時点における入所施設の利用人員
【目標値】削減見込み (A) - (B)	26 人	平成25年度末時点の施設入所者数から平成29年度末時点の施設入所者の削減見込み数
【目標値】地域生活移行者数	63 人	平成29年度までに地域移行する者の数

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	備考
平成24年度の一般就労移行者数	15 人	圏域内からの福祉施設利用者のうち、平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成29年度の一般就労移行者数	35 人	圏域内からの福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を利用し、平成29年度において福祉施設を退所して一般就労する者の数
平成25年度末の就労移行支援事業利用者数	123 人	平成25年度末時点における就労移行支援事業の利用者の数
【目標値】平成29年度末の就労移行支援事業利用者数	218 人	平成29年度末時点における就労移行支援事業の利用者の数
【目標値】平成29年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の全体に占める割合	50%	平成29年度末における就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の全体に占める割合 (※「就労移行率」: ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合)

(3) 地域生活支援拠点等

【目標値】 平成 29 年度末 (箇所)
8

(内訳)

市町村単独 (箇所)	圏 域 (箇所)
4	4

4 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援事業等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

※サービス見込量は、圏域内市町村の見込量の合計です。

(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見込量	利用者数	568	619	684
	時間分	14,907	16,855	19,167	
事業の実施に関する考え方	<p>○障がいのある方々が地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであり、家族とともに暮らし続けたいと願う障がい者にとって、家族機能を補完する本人支援のサービスであることから、多様な暮らし方を保障する上からも、障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保に努めます。</p> <p>○今後、地域生活への移行が進むにつれ、これらのサービスを必要とする方が増加すると見込まれることから、障がい種別に関わりなくサービスが提供できるよう、ヘルパー等の人材確保や育成とともに、サービス提供体制の整備を進めます。</p>				
見込量確保のための方策	<p>○増加が見込まれることから、計画量を確保するために、ヘルパー等の担い手の育成をサービス提供事業者働きかけるとともに、支援が困難な障がい者などへの対応力向上など、質の高いサービスが提供されるよう、障がい福祉サービス提供事業所を支援します。</p> <p>○すべての障がいへの対応が可能となるよう、既存の人材のレベルアップを目的に、県が開催する各種研修事業等への積極的な参加を促します。</p> <p>○地域住民に対する障がい理解の普及促進を図り、地域の福祉力を活用した新たな介護力の創出を目指し、自立支援協議会などの場を通じた取り組みを進めます。</p>				

(2) 生活介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見込量	利用者数	966	982	999
	人日分	19,230	19,533	19,879	
事業の実施に関する考え方	<p>○常に介護を必要とする障がい者に対して、日中における入浴、排せつ及び食事等の介護サービスとともに、創作的活動や生産活動の機会の提供を支援します。</p>				
見込量確保のための方策	<p>○サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズ等を把握しながら、社会福祉法人、NPO法人のみならず多様なサービス事業者の参入を促進するなどサービス提供基盤の充実に努めます。</p> <p>○障がいの特性に留意した質の高いサービスが提供できるようサービス提供事業者を支援します。</p>				

(3) 自立訓練（機能訓練）

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	10	11	12
		人日分	185	205	227
事業の実施に関する考え方	○身体に障がいのある人に対し、就労や日中活動系の継続的な利用の前段階として、生活習慣の確立・定着に向けた支援をします。				
見込量確保のための方策	○サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズ等を把握しながら、社会福祉法人、NPO法人のみならず多様なサービス事業者の参入を促進するなどサービス提供基盤の充実に努めます。 ○障がいの特性に留意した質の高いサービスが提供できるようサービス提供事業者を支援します。				

(4) 自立訓練（生活訓練）

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	68	74	78
		人日分	560	618	672
事業の実施に関する考え方	○入所施設の退所者や病院の退院者、特別支援学校等の卒業者等で知的又は精神に障がいのある人に対して、就労や日中活動系の継続的な利用の前段階として、生活習慣の確立・定着に向けた支援をします。				
見込量確保のための方策	○サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズ等を把握しながら、社会福祉法人、NPO法人のみならず多様なサービス事業者の参入を促進するなどサービス提供基盤の充実に努めます。 ○障がいの特性に留意した質の高いサービスが提供できるようサービス提供事業者を支援します。				

(5) 就労移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	146	161	182
		人日分	2,171	2,420	2,764
事業の実施に関する考え方	○就労移行支援については、障がい者の就労意識の高まりとともに新規参入事業者や利用者も増えており、一般就労者の数も伸びています。一方で、生活上の課題のある利用者や、就労後の定着支援も増えると見込まれます。 ○一般企業等への就労を希望する障がいのある人に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、適性にあった職場探しや就労後の職場定着を支援をします。				
見込量確保のための方策	○福祉施設や相談支援事業所及び就労移行支援事業との連携を図り、就労移行事業の促進を図ります。さらに、サービス利用後の就労先の確保が必要となることから、地域自立支援協議会を核としながら、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、就労に関する総合的な支援を推進します。				

(6) 就労継続支援 (A型)

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	385	426	467
		人日分	7,806	8,853	9,901
事業の実施に関する考え方	○雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。 ○就労継続支援A型は、利用者数が増えていることから、障がい者雇用の一つのあり方として定着するよう支援します。				
見込量確保のための方策	○福祉施設や相談支援事業所及び就労移行支援事業との連携を図り、就労移行事業の促進を図ります。さらに、サービス利用後の就労先の確保が必要となることから、地域自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、就労に関する総合的な支援を推進します。				

(7) 就労継続支援 (B型)

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	1,213	1,320	1,425
		人日分	20,877	22,645	24,390
事業の実施に関する考え方	○一般企業等での就労が困難な障がいのある人に対し、生産活動の機会の提、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。 ○就労継続支援B型については、工賃の向上を図りながらも、生きがいや社会的役割を獲得するなど、多様な働き方が可能となるよう支援します。				
見込量確保のための方策	○福祉施設や企業との理解を得ながら、賃金（工賃）の向上など就労条件の改善を促すとともに、地域自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的な就労に関する総合的な支援を図ります。 ○福祉的就労の場における受注業務については、障害者優先調達推進法に基づく官公需による受注の拡充を促します。				

(8) 療養介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	81	81	83
		人 分	81	81	83
事業の実施に関する考え方	○医療と常時介護を必要とする障がいのある人に、医療機関において、機能訓練、療養上の管理・看護、介護及び日常生活を支援します。				
見込量確保のための方策	○サービスを安定的に提供できるよう、利用者ニーズの把握に努め、医療機関との連携を図ります。				

(9) ①短期入所 (福祉型)

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	204	212	223
		人日分	1,144	1,198	1,276
事業の実施に関する考え方	○施設において、地域で生活する障がいのある人に対し、介護する人が病気等の場合に、施設への短期の入所による入浴、排せつ及び食事等の介護、その他必要な支援をします。				

見込量確保のための方策	○地域生活支援拠点等の整備と併せ、身近な場所での短期入所の整備についての実現を目指します。なお、地域生活支援拠点については、その実効性を検証しながら、地域の実情にふさわしいあり方を検討していきます。
-------------	---

②短期入所（医療型）

サービス見込量 （月間量）	年 度	<u>27年度</u>	<u>28年度</u>	<u>29年度</u>	
	見込量	利用者数	8	10	11
		人日分	31	41	46
事業の実施に関する考え方	○病院において、地域で生活する障がいのある人に対し、介護する人が病気等の場合に、施設への短期の入所による入浴、排せつ及び食事等の介護、その他必要なサービス提供を支援をします。				
見込量確保のための方策	○地域生活支援拠点等の整備と併せ、身近な場所での短期入所の整備についての実現を目指します。なお、地域生活支援拠点については、その実効性を検証しながら、地域の実情にふさわしいあり方を検討していきます。				

(10) 共同生活援助

サービス見込量 （月間量）	年 度	<u>27年度</u>	<u>28年度</u>	<u>29年度</u>	
	見込量	利用者数	574	599	625
		人 分	574	599	625
事業の実施に関する考え方	○施設入所者や入院中の精神がいの者の地域移行の受け皿として、さらには保護者の高齢化による家族介護力の低下などを背景に、共同生活援助（グループホーム）への需要は高まっています。また、知的障がい者ではケア付きの住まい、精神障がい者では単身生活に向けた通適的な利用など、ニーズに応じた多様なあり方が求められています。				
見込量確保のための方策	○障がいのある人の地域生活を推進していくためには、安心して暮らすことができる居住の場の確保が不可欠です。家族の高齢化や居住ニーズの多様化に対応するため、グループホーム等の設置を支援していきます。 ○グループホームの設置を促進するため、障がい者に対する誤解・偏見が生じないように、障がいに対する正しい理解や知識についての啓発活動に努めます。				

(11) 施設入所支援

サービス見込量 （月間量）	年 度	<u>27年度</u>	<u>28年度</u>	<u>29年度</u>	
	見込量	利用者数	493	486	475
		人 分	493	486	475
事業の実施に関する考え方	○施設入所支援については、長期的には入所者の地域生活への移行を進めていくこととなりますが、現在の入所者に加え、待機者も相当数あることから、適切なマネジメントに基づき、真に入所を必要とする方の待機状態の解消を図ることが必要となっています。				
見込量確保のための方策	○適切なケアマネジメントにより、居住の場として真に施設入所が必要な方の待機状態の解消を支援していきます。				

(12) 計画相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	360	382	405
		人 分	360	382	405
事業の実施に 関する考え方	○障がいのある人の自立した生活を支え、抱える課題や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービス等利用計画や定期的にモニタリングの実施を支援していきます。				
見込量確保の ための方策	○自立支援協議会（相談支援部会）等を活用して相談支援の普及啓発や質の向上を図り、担い手の育成と確保に努めます。				

(13) 地域移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	17	20	21
		人 分	17	20	21
事業の実施に 関する考え方	○障がい者支援施設に入所する障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者、その他、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者の地域移行を推進するため、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談などの充実を支援していきます。				
見込量確保の ための方策	○障がい福祉サービス等の利用者に対し、計画的な支援を提供するために、相談支援事業者と連携し、サービスの提供・充実に努めます。また、支援を必要とする障がい者に対し、サービスの利用調整・モニタリングなどの支援が提供されるよう事業者に対して働きかけを行います。				

(14) 地域定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	15	17	19
		人 分	15	17	19
事業の実施に 関する考え方	○居宅において単身生活する障がい者や、家庭の状況等により同居している家族による支援が受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。				
見込量確保の ための方策	○障がい福祉サービス等の利用者に対し、計画的な支援を提供するために、相談支援事業者と連携し、サービスの提供・充実に努めます。また、支援を必要とする障がい者に対し、サービスの利用調整・モニタリングなどの支援が提供されるよう事業者に対して働きかけを行います。				

(15) 児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	173	185	197
		人日分	2,110	2,267	2,439
事業の実施に 関する考え方	○児童発達支援事業所等における障がいの特性に応じた、日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識技能の付与、または集団生活への適応訓練の提供を支援していきます。				
見込量確保の ための方策	○関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。また、保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に支援します。 ○サービス提供事業者に対し、障がいの特性や障がい児支援の知識を有する指導員等の確保・育成を促し、サービスの充実を図ります。				

(16) 放課後等デイサービス

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	512	572	634
		人日分	6,629	7,259	7,892
事業の実施に 関する考え方	○放課後や夏休み等の長期休暇中における居場所づくりとともに、生活能力向上の訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行い、自立を促進します。				
見込量確保の ための方策	○関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。また、保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に支援します。 ○サービス提供事業者に対し、障がいの特性や障がい児支援の知識を有する指導員等の確保・育成を促し、サービスの充実を図ります。				

(17) 保育所等訪問支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	13	16	20
		人日分	92	125	163
事業の実施に 関する考え方	○保育所・幼稚園・小学校等に通う障がい児、又は今後利用する障がい児について、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。				
見込量確保の ための方策	○関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。また、保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に支援します。 ○サービス提供事業者に対し、障がいの特性や障がい児支援の知識を有する指導員等の確保・育成を促し、サービスの充実を図ります。				

(18) 医療型児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	22	24	24
		人日分	268	289	296
事業の実施に 関する考え方	○日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識技能の付与、または集団生活への適応のための訓練及び治療の提供を支援していきます。				
見込量確保の ための方策	○関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。また、保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に支援します。 ○サービス提供事業者に対し、障がいの特性や障がい児支援の知識を有する指導員等の確保・育成を促し、サービスの充実を図ります。				

(19) 福祉型児童入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	41	39	41
		人日分	41	39	41
事業の実施に 関する考え方	○主に家庭において療育することができない知的障がい児に対する、生活に必要な知識技能の提供を支援します。				
見込量確保の ための方策	○関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。また、保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に支援します。				

(20) 医療型児童入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	17	18	19
		人日分	17	18	19
事業の実施に 関する考え方	○重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童に対する、保護、治療及び日常生活の指導の実施を支援していきます。				
見込量確保の ための方策	○関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。また、保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に支援します。				

(21) 障害児相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	120	127	131
		人日分	120	127	131
事業の実施に 関する考え方	○障がいのある人の自立した生活を支え、抱える課題や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービス等利用計画や定期的にモニタリングの実施を支援していきます。				
見込量確保の ための方策	○自立支援協議会（子ども支援分科会）等を活用して相談支援の普及啓発や質の向上を図り、担い手の育成と確保に努めます。				

5 市町村地域生活支援事業に関する事項（主な事業）

事業名	単位	27年度	28年度	29年度	備考
1 理解促進・研修啓発事業		7	7	8	実施市町村数
2 自発的活動支援事業		6	6	7	実施市町村数
3 相談支援事業					
(1) 障害者相談支援事業	か所				実施市町村数
基幹相談支援センター		0	2	6	設置数
(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業		1	1	3	実施市町村数
(3) 住宅入居等支援事業	か所	1	1	3	実施市町村数
4 成年後見制度利用支援事業	人	10	11	11	実利用見込者数
5 成年後見制度法人後見支援事業		1	1	2	実施市町村数
6 意思疎通支援事業					
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	89	98	106	実利用見込件数
(2) 手話通訳者設置事業	人	2	2	3	実設置見込者数
7 日常生活用具給付等事業					
(1) 介護・訓練支援用具	件	33	34	35	給付等見込件数
(2) 自立生活支援用具	件	78	85	92	給付等見込件数
(3) 在宅療養等支援用具	件	113	118	123	給付等見込件数
(4) 情報・意思疎通支援用具	件	138	144	150	給付等見込件数
(5) 排泄管理支援用具	件	7358	7597	7836	給付等見込件数
(6) 居宅生活動作補助用具 [住宅改修費]	件	17	18	19	給付等見込件数
8 手話奉仕員養成研修事業	人	32	33	36	講習終了見込者数
9 移動支援事業	人	229	238	246	実利用見込者数
	時間	9704	10610	11434	延べ利用見込時間数
10 地域活動支援センター					
(1) 自市町村分	か所	11	11	12	箇所数
	人	151	157	167	実利用見込者数
(2) 他市町村分	か所	47	50	51	箇所数
	人	61	65	69	実利用見込者数
11 障害児等療育支援事業（盛岡市のみ）	か所				箇所数
12 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（盛岡市のみ）					
(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	人				講習修了見込者数
(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人				講習修了見込者数
13 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（盛岡市のみ）					
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件				実利用見込件数
(2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	件				実利用見込件数